

# IESBA会議報告 ニューヨーク会議

2013年3月11日から13日まで、国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants）の会議が、ニューヨークの国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）オフィスにて開催された。IESBAは、9か国の公認会計士団体の代表10名（アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、イタリア、スウェーデン、ザンビア、スリランカから各1名及びイギリス2名）、多国籍監査人委員会（TAC：Transnational Auditors Committee）の代表5名、パブリック・メンバー3名（カナダ、スウェーデン、オーストラリアから各1名）のメンバー18名から構成されている。スウェーデンのパブリック・メンバーが2012年10月から初の非実務家出身のIESBA議長を務めている。

また、各メンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のメンバーにはテクニカル・アドバイザーが参加している。その他、オブザーバー2名（IESBAの諮問助言グループ（CAG：Consultative Advisory Group）の議長及び日本の金融庁から1名）及び公益監視委員会（PIOB：Public

Interest Oversight Board）のメンバー1名並びにIFAC事務局が会議に参加している。

今回のニューヨーク会議は、メンバー15名を含む総勢34名ほどの参加者があった。IESBAのメンバーの任期は暦年で3年間（再任が1回のみ許されている）であるが、今回の会議は新年度最初の会議のため、公認会計士団体の代表2名の交代があった。

筆者は一般オブザーバーとして会議を傍聴した。以下、会議の概要を報告する。

## 1 2012年12月ニューヨーク会議議事録の承認とイントロダクション

前回2012年12月のニューヨーク会議の議事録は、特にコメントなく承認された。

その後、議長から、新メンバーの紹介、オブザーバーの紹介、そして、今回の会議で議論されるプロジェクトの概要とスケジュールについて説明があった。

また、前回会議後の活動等の説明があった。具体的には、主に、(a)2013年1月に行われた計画委員会において、違法行為の疑いへの対応について説明を行ったこと、(b)2013年

1月に北京、東京を訪問し、アウトリーチ活動を行ったこと、(c)中小監査事務所（SMP：Small and Medium Practices）委員会に出席して意見交換を行ったこと、(d)最近の規定開発について、独立性の違反及び利益相反の基準最終承認がPIOBを通じて最終プロセスにあることなどの説明があった。

## 2 違法行為の疑いへの対応

守秘義務は基本原則の1つであるが、IESBA倫理規程は、職業会計士が機密情報を開示する職業的義務がある状況又はあり得る状況を特定しているものの、職業会計士にそのような状況を特定する方法及び対応する方法に関するガイダンスを提供していないため、これに対応するのが当プロジェクトの目的である。2012年12月までコメント募集を行っていた公開草案の主な要求事項は、以下のとおりである。

- 監査クライアントにサービスを提供する会計事務所等所属の職業会計士は、財務報告に影響を与える、又は当該職業会計士の専門知識の範囲にあり、かつ、開示することが公共の利益に資する結果に

なるような違法行為の疑いを、適切な当局への開示を当該クライアントが行わない場合には、開示を行うことが要求される。

- 非監査クライアントに非保証業務を提供する職業会計士及び企業等所属の職業会計士（PAIB：Professional Accountants in Business）は、当該職業会計士が違法行為の疑いをエスカレーションすることができない場合、又はクライアント／所属組織が適切な対応を取らなかった場合で、かつ、当該事項を開示することが公共の利益に資すると当該職業会計士が判断する場合は、当該事業体の外部監査人がいれば外部監査人へ当該事項を開示することが要求される。もし、当該事項への対応が適切でない場合には、当該職業会計士は適切な当局へ違法行為の疑いを開示する権利を有する。非監査クライアントに非保証業務を提供する職業会計士は、提供する専門業務の主題に関連する違法行為の疑いを開示する権利を有する。PAIBは、所属組織の財務報告に影響を与える違法行為の疑いを開示する権利を有する。当該職業会計士は開示する権利を行使することが期待される。
- 例外的な状況において、例えば、職業会計士又は他の個人の身に危険が及ぶような場合、当該職業会計士又は他者にとって、開示することによる結果が極めて耐えがたいために開示要求事項を遵守しないことを正当化できると、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が判断することがあるかもしれない。クライアントの喪失又は利益といった商業的性

質を持つ結果は、例外的な状況にはならない。

- 専門的関係を解消すること又は所属組織を退職することは、適切な当局への開示の代替にはならない。

当会議では、公開草案に対する重要なコメントの紹介と重要論点に関するタスク・フォースの予備的分析の説明があった。

コメントを回答した組織又は個人の数の合計は73であったが、当公開草案に対する全体としての支持者・不支持者の内訳は、支持が9、一部支持が10、不支持が54と、不支持が大多数を占める状況である。そのため、このプロジェクトを継続するかどうかについての決を採ったが、メンバーの大半がプロジェクトの趣旨自体には意義があるとして、プロジェクト継続に同意した。

主な論点としては、適切な当局への開示、外部監査人への開示、適切な当局へ開示する権利行使の期待、「公共の利益」に資する報告のテストとエスカレーションの閾値、疑いを確認する又は払拭する要求、開示すべき違法行為の疑いの種類及び国際監査基準との相関関係が挙げられている。

IESBAは、2013年6月のニューヨーク会議でも、重要論点と今後の進め方についての検討を継続することとしている。

### 3 上級職員と監査クライアントの長期にわたる付き合い（パートナー・ローテーションを含む）

現行のセクション290には、監査人の監査クライアントとの長年の関係の結果、生じ得る馴れ合い及び自己利益の阻害要因を許容可能な水準

まで軽減する手段として、社会的影響度の高い事業体の監査業務の主要な担当社員等（Key Audit Partner）の7年－2年のローテーションがあるが、複数の国では追加的な要求又は異なった要求をしているため、現行の規定が依然として適切であるか否か、特に、社会的影響度の高い事業体の監査業務の主要な担当社員等のローテーションの要求にフォーカスして検討することが、当プロジェクトの目的である。監査事務所の強制ローテーション及び強制入札については検討の対象としていない。

当会議では、タスク・フォースが提案した主要国におけるパートナー・ローテーション規定の調査に関するアプローチを検討し、長期関与に関連する阻害要因に対する利害関係者の見解を議論した。

IESBAは2013年6月のニューヨーク会議にて、このプロジェクトのアップデートを受ける予定である。

## 4 統治責任者の定義

2012年7月に発行された倫理規程における統治責任者の定義と国際監査基準260（ISA260）「統治責任者とのコミュニケーション」における統治責任者の定義を、より整合性を取るための変更を提案する公開草案に対するコメントが2012年10月末に締め切られ、IESBAは重要なコメントについて検討した。

34の団体又は個人からコメントがあり、基本的には同意するものであったが、次のような重要なコメントがあった。

- 「経営者（management）」を定義すべき
- 「又はその下位グループ」への

参照は、統治責任者にかかわらず  
規程全体に追加すべき

(c) 統治責任者の意味に関する  
(ISA260に含まれる適用のための  
補助資料のような) 追加的ガイダ  
ンスが必要

(d) パラグラフ290.28に追加された  
「セクション」への参照を「IESBA  
倫理規程」へ置き換えるべき

これらのコメントを検討し、タス  
ク・フォースは、「又はその下位グ  
ループ」への参照は削除し、定義に  
補遺を追加するといった一部修正の  
定義を提案し、当会議に諮った。

メンバーは基本的にこの修正に同  
意した。2013年4月に開催のCAG  
会議の諮問の後、2013年6月ニュー  
ヨーク会議にて、この修正した定義  
を承認することを検討する予定であ  
る。

## 5 倫理規程の構造

当プロジェクトの目的は、倫理規  
程の明瞭化及び利便性を改善する方  
法を特定し、それによって倫理規程  
の適用、効果的な履行及び一貫した  
適用を促進する方法をIESBAに提案  
することである。2012年12月のニュー  
ヨーク会議にて、当プロジェクトの  
作業部会の設立が承認され、2013年  
2月に作業部会が開催され、委託事  
項のドラフトが作成された。

当会議において、委託事項のドラ  
フトに基づいて、プロジェクトの目  
的、作業範囲、タイミングなどが検  
討された。2013年6月のニューヨ  
ーク会議にて、引き続き、委託事項  
の検討を行う予定である。

## 6 倫理規程のPart Cの見直し

2012年12月のニューヨーク会議に  
て、IESBAは倫理規程のPart C (PAIB  
に対する規程) を見直す作業部会  
の提案に同意した。当該提案には、以  
下の領域を優先的に検討するべきこ  
とが含まれる。

- 非倫理的行為又は違法行為に関  
わることの上司からの圧力
- 経済取引について忠実に表示す  
る財務報告の作成及びその関連事  
項に対するPAIBの責任
- 便宜を図ってもらうための支払  
金、賄賂

IESBAは、2014/15年の戦略的計  
画の1つとして検討するよりは、現  
在の戦略的作業計画の下で、加速化  
させて進行させるべきことに同意し  
た。当会議において作業部会がドラ  
フトしたプロジェクト提案が検討さ  
れた。

当プロジェクトのフェーズ1にお  
いて、倫理規程セクション300、320、  
330及び340が見直される。このフェ  
ーズにおいては、特に、非倫理的行為  
又は違法行為に関わることの上席者  
及び他者からの圧力、経済取引につ  
いて忠実に表示する財務報告の作成  
及びその関連事項に対するPAIBの  
責任及び関連事項について、検討す  
る予定としている。フェーズ2にお  
いては、便宜を図ってもらうための  
支払金、賄賂に関連する倫理規程セ  
クション350を検討する予定である。

プロジェクト提案は提案どおり承  
認され、IESBAは2013年6月のニュー  
ヨーク会議にて、当プロジェクトの  
関連論点を検討する予定である。

## 7 その他の議題等

上記のほか、2012年12月のニュー  
ヨーク会議にてプロジェクト提案が

承認された非保証業務プロジェクト  
について、2012年12月のニューヨ  
ーク会議にて、メンバーからプロジェ  
クトの範囲がかなり広範にわたるこ  
とに懸念が示されたため、サーベイ  
を行って情報を収集することの説明  
など、プロジェクトのアップデート  
を受けた。

また、IESBAは緊急問題及びアウ  
トリーチ活動作業部会の設立を承認  
し、2013年6月のニューヨーク会議  
にて、委託事項のドラフトが諮られ  
ることとなった。

さらに、証券監督者国際機構  
(IOSCO) から第1委員会の委員長  
を招き、IOSCOの組織やガバナンス  
などの説明と違法行為の疑いへの対  
応に関するIOSCOのコメントの説明  
を受けた。

## 8 次回の会議

次回は、2013年6月10日から12日  
まで、ニューヨークで開催される予  
定である。

(日本公認会計士協会・理事

染葉真史)